

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

1 請求人は、平成〇年、Aハウジングとして住宅のリフォーム工事等の事業を開始し、平成〇年〇月〇日からはB所在のCの構成員として労災保険法第35条（一人親方等の特別加入）の適用を受けていたが、平成〇年〇月〇日、工事現場の2階から転落して負傷した。請求人は、同日、D病院に救急搬送され、「脳外傷・骨盤骨折」（以下「原傷病」という。）と診断され、その後、E病院に転院し、療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）となった。

請求人は、治癒後障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第9級に該当すると認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「障害認定処分」という。）をした。

2 請求人は、その後も事業活動を継続し、平成〇年には労働者を雇い入れたことから、平成〇年〇月からは中小企業事業主として労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に特別加入していたが、平成〇年〇月〇日をもって脱退した。

その後、請求人は、平成〇年〇月頃から不眠症状が生じ、同年〇月に増悪したとして、同月〇日、F病院に受診し、「気分変調症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

3 本件は、請求人が、本件疾病は原傷病から生じたものであるとして、休業補償

給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は原傷病から生じたものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分の取消しを求めるものである。

- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人の本件疾病が、原傷病の再発と認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

- 1 当審査会の事実の認定
(略)
- 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件再審査請求書において、「障害認定後のことは問題にしないが、認定見直しを希望する。」とし、平成〇年〇月〇日開催の本件公開審理においても、今回の請求に関して原傷病の再発とは思っていないとした上で、平成〇年〇月〇日の治癒後の残存障害について障害等級第9級とした障害認定処分に対する不服と行政の対応についての不満を強く主張しているが、本件処分は、あくまで平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付を支給しない旨の処分であって、請求人の主張は本件処分に係る再審査請求の理由としては失当といわざるを得ない。

なお、請求人は、障害認定処分の通知の際に詳しい説明があれば審査請求をしていた旨主張しているが、一方で、障害認定処分の通知は受け取ったと述べており、また、リハビリでよくなるだろうと思い審査請求を行わなかった旨述べていることからすると、障害認定処分に係る審査請求の教示は受けたものと

判断され、さらに、審査請求をすることができなかつた特段の事情も認めることはできないものである。そうすると、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第8条に基づく審査請求期間は既に経過しており、当該障害認定処分は既に確定していて、審査請求等により争うことができないものであるといわざるを得ない。

(2) また、本件処分について検討するも、G医師は、本件疾病の発病原因について、「所有する会社の経営難、元妻への対応等によるストレス」と判断した旨述べ、H医師も本件疾病と原傷病との因果関係を否定しており、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、本件疾病と原傷病との間に相当因果関係は認めることはできず、本件疾病は原傷病の再発とは認めることはできないと判断する。さらに、本件疾病の発病時期は、G医師の意見から平成〇年〇月頃と判断されるころ、請求人が労災保険に特別加入していたのは、平成〇年〇月〇日までであつて、その後2年以上事業主として労災保険には加入せずに事業活動を継続していたことからすると、本件疾病は請求人が特別加入していた時期の業務によるものと認めることはできず、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、労災保険の適用はないものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であつて、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。